

関係を担保し、争議を理由にした新たな組合員への攻撃を防止する条項を盛り込んだこと、⑤組合がとりわけ懲戒解雇と刑事弾圧に対する謝罪を求め、南労会が「遺憾の意を表す」と述べた事実を議事録で確認し、裁判所和解条項においても「長年の労働争議に関し遺憾の意を表す」を盛り込んだこと—など等です。

大衆的闘いに 支えられたる解決

和解交渉の過程で十一月二十一日には南大阪を中心に田中機械ホールを

理めつくす大結集で熱気あふれる「南労会闘争勝利のための決起集会」をもつことができました。採択された決議文をもって裁判所と検察への申入れ行動も行いました。元日行動は常務理事宅抗議の集会和デモを百名で例年通り行いました。一月十八日結審には法廷を埋める皆さんにご結集頂き、報告集会をもちました。その他、ピラマキや宣伝活動、交渉や要請署名など本場に多くの皆さんが支え、行動を共にして下さいました。

こうした闘いにバックアップされてこそ、最後まで粘り強く和解交渉を

を行い三月十一日合意に辿り着くことができたと確信しています。本当にありがとうございます。

団結権を基礎に 闘いの拠点を残した

闘いの現場に留まり解雇撤回を闘い続けてきた者は九名。解雇撤回は果たせませんでした。労働と団結の拠点が《NPOみなの合同ケアセンター》(〇一年末開設)として

田中機械の中に確保されています。この意義はいくら強調してもしすぎることはありません。故大和田委員長の指導、港合同と田中機械支部の絶大

な支援の賜物です。

そして松浦診療所のひとまずの存続と労働者の雇用・労働条件が確保され労働組合が残りました。松浦医師退職に伴う患者減は凄まじく、実質的に支配権を握る銀行が松浦診療所を取り潰したとしても不思議でない状況でした。闘いこそが松浦診療所と労働者を守り、組合の旗を守ったのです。

次の闘いは確保した拠点、守った旗を抛り所に新たな攻撃を許さず、南労会の原点に立ち返った運動を再構築していくことです。松浦診療所再建も労働組合自身の課題です。支部はその気構えと